

令和4年5月11日

関係各所属長 殿

交 通 部 長

認知機能検査の運用について（通達）

認知機能検査（以下「検査」という。）については、運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号。以下「講習規程」という。）に基づくほか、警察庁交通局長通達に準拠しているところであるが、その他運用について必要な事項は下記のとおりとするので誤りのないようになされたい。

なお、「認知機能検査の運用について」（令和3年8月20日付け運管発第148号）は廃止する。

記

1 検査の実施機関に対する指導及び監督

三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、検査を委託した場合には、運転免許管理課長（以下「課長」という。）及び検査の場所を管轄する警察署長は、検査を委託した機関（以下「検査実施機関」という。）に対し、検査が適正に実施されるよう積極的に指導監督を行うものとする。

2 認知機能検査員の承認

- (1) 課長は、認知機能検査員になろうとする者に対し、認知機能検査員承認申請書（様式第1）、履歴書、運転免許証の写し及び講習規程第31条第2項に定める認知機能検査員の要件を充足することを証明する書類を提出させるものとする。
- (2) 課長は、認知機能検査員になろうとする者から、承認の申請を受理したときは、認知機能検査員の要件及び認知機能検査員としての適性等について審査し、申請者が認知機能検査員として適任であると認められたときは、認知機能検査員承認書（様式第2）を交付する手順をとるものとする。
- (3) 課長は、認知機能検査員が認知機能検査員の要件を欠いたとき又は認知機能検査員として著しく適性を欠いたと認められたときは、その承認を取り消す手順をとるものとする。

なお、認知機能検査員の承認を取り消した場合、速やかに認知機能検査員承認書を返納させる手順をとるものとする。

3 実施結果の報告

- (1) 課長は、検査実施機関の長に対し、検査を実施したときは、検査終了後速やかに、認知機能検査報告書（様式第3）により報告させるものとする。

- (2) 課長は、検査実施機関に対し、検査結果について、受検者から苦情や不服の申出があったときは、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況、不服の内容等を記録し、速やかに報告させるものとする。

4 結果通知書の交付及び管理

- (1) 課長は、認知機能検査を終了した者に対し、講習規程第32条に定める認知機能検査結果通知書（以下「結果通知書」という。）を速やかに交付するものとする。
なお、結果通知書は副本を作成し、1年間保存するものとする。
また、臨時認知機能検査を終了した者に対しては、結果通知書に「臨認」と朱書きするものとする。
- (2) 課長は、結果通知書について、必要数を把握し、三重県公安委員会公印規程（昭和41年三重県公安委員会規程第5号）及び三重県警察の公印の取扱いに関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第27号。以下「公印訓令」という。）に定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとし、結果通知書の管理は、公印訓令第11条に定める公印印刷用紙出納簿により行うものとする。

5 結果通知書の再交付

- (1) 亡失、滅失、棄損等の理由により結果通知書の再交付を受けようとする者があるときは、認知機能検査結果通知書再交付申請書（様式第4）（以下「再交付申請書」という。）を提出させるものとする。
- (2) 再交付申請書を受理したときは、当該申出者が結果通知書を交付された者であることを確認の上、再交付するものとする。
なお、結果通知書を再交付する場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。
- (3) 警察署で再交付申請書を受理したときは、再交付申請書を課長あてに送付するものとし、課長において当該申請者が認知機能検査を受検した者であることを確認の上、結果通知書を警察署に送付し、警察署において再交付するものとする。
- (4) 運転免許管理課で再交付申請書を受理したときは、課長において当該申請者が認知機能検査を受検した者であることを確認の上、結果通知書を再交付するものとする。

6 その他

- (1) 課長は、検査実施機関から認知機能検査報告書を受理したときは、速やかに警察庁情報管理システムに当該対象者の検査結果の登録を行うものとする。
- (2) 課長は、検査と採点に用いた検査用紙及び採点用紙を検査実施機関から送付させ、4年間保存するものとする。ただし、検査用紙のうち問題用紙についてはこの限りではない。

様式第 1

年 月 日

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

認 知 機 能 検 査 員 承 認 申 請 書

運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号）
第36条の規定により認知機能検査員として承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（A 4 規格）

様式第 2

第 号

認知機能検査員承認書

住所

氏名

生年月日

上記の者を認知機能検査員として承認する。

年 月 日

三重県公安委員会



様式第3

年 月 日

三重県公安委員会 殿

認知機能検査報告書

検査実施機関名

管理者

番号	免許番号	氏名	生年月日			性別	検査場所及び検査番号		検査日時				認知機能検査結果		備考	
			年	月	日		場所	番号	年	月	日	時分	手がかり再生	時間の見当識		総合得点
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

備考1 時間の見当識、手がかり再生、総合得点欄については、総合得点が36点以上の場合は「-」と記載し、36点未満の場合はそれぞれの得点を記載する。

2 判定欄は、総合点が36点以上の場合は「1」、36点未満の場合は「2」と記載する。

3 枠外に「臨」「再」「特」を必要に応じて記載する。

様式第 4

<p>認知機能検査結果通知書再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 殿</p>	
氏名・生年月日	年 月 日生
住 所	
受 検 日	年 月 日
受 検 場 所	
再交付を申請 する理由	

(A 4 規格)